

石巻市監査委員告示第13号

平成25年10月22日付け石巻市監査委員告示第9号で公表した教育委員会の定期監査結果報告及び意見について、石巻市教育委員会教育長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成25年11月25日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 森 山 行 輝

石巻市監査委員 殿

石巻市教育委員会教育長 境 直彦

監査結果に係る措置について（通知）

平成25年10月22日付け石監第12号で指摘及び意見があったこのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

1 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘事項）	措置（改善・検討）状況
<p>1 不適正な見積合わせについて （学校管理課(河北・河南・牡鹿学校給食センター)） 各学校給食センターの自家用電気工作物保安管理業務委託契約において、見積書提出依頼書又は仕様書では、委託料の支払時期について、特に条件を示していないにもかかわらず、前金払による契約を締結しているケースが見受けられた。</p> <p>(1) 河北学校給食センター及び牡鹿学校給食センター 河北学校給食センター及び牡鹿学校給食センターが行った見積合わせでは、前金払を前提とした見積者が最低価格者となり、同者と前金払を条件に契約を締結していた。 これは、見積依頼時に示していない条件を考慮して最低価格者を決定したことになり、見積合わせに参加した業者間で不公平が生じ、極めて不適切な事務であったと言わざるを得ない。</p>	<p>1 不適正な見積合わせについて （学校管理課(河北・河南・牡鹿学校給食センター)） 今回の指摘事項に対し措置した内容は次のとおりです。</p> <p>(1) 河北学校給食センター及び牡鹿学校給食センター ご指摘のありました事項につきましては、これまでの委託契約事務を踏襲して、見積書提出依頼時の仕様書等の記載内容を十分に確認しないまま見積合わせを行っていたことにより生じたものであります。 今後につきましては、見積書提出依頼時の仕様書等により支払時期について明記し、見積参加業者間の公平性を確保するよう努めてまいります。</p>

<p>(2) 河南学校給食センター</p> <p>河南学校給食センターが行った見積合わせでは、前金払を前提とした見積者ではなく、偶然にも条件を付していない見積者が、最低価格者となり、契約締結していた。そのため、結果としては、業者間の不公平は生じていない状況ではあった。</p> <p>しかし、前金払を条件とした契約を締結しており、前金払が前提であれば、同者の見積額がもっと安価になった可能性も否定できないことから、契約方法としては、極めて不適正な事務処理となっている。</p> <p>このような事務処理は、業者間に不公平が生じ、又は不経済な契約金額となる恐れがあることから、仕様書等において示す条件について精査されるとともに、公平かつ適正な見積合わせの執行について十分留意されるよう求めるものである。</p>	<p>(2) 河南学校給食センター</p> <p>ご指摘のありました事項につきましては、見積書提出依頼時の仕様書等の内容を十分に精査しないまま見積合わせを行い、さらに、前金払の条件を付していない最低価格者に対して、前年度の契約書に倣い、前金払を条件として契約締結を行ってしまったものです。</p> <p>今後は、見積書提出依頼時の仕様書等により支払時期について明記し、見積参加業者間の公平性を確保するとともに、適正な契約書の作成に努めてまいります。</p> <p>なお、委託費は地方自治法施行令第163条第2号により、前金払できる項目の一つとされておりますが、本来、業務完了後に支払うことが原則であり、前金払は例外的支払であることから、契約事務関係法規及び関係課からの通知等を再確認し、公平かつ適正な事務処理に努めてまいります。</p>
<p>2 行政財産目的外使用料算定誤りについて (にっこりサンパーク)</p> <p>行政財産目的外使用許可事務において、使用料の算定を誤り、次のとおり過大又は過少に徴収していた。</p> <p>行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準に基づき適正に算定されたい。</p> <p>(内容)</p> <p>(1) 石巻市教育委員会 (石にサ) 指令第1号</p> <p>誤徴収額 9,878円</p> <p>正徴収額 8,695円</p> <p>過大徴収額 1,183円</p>	<p>2 行政財産目的外使用料算定誤りについて (にっこりサンパーク)</p> <p>平成25年4月1日付け教育委員会(石にサ)指令第1号については、公有財産貸付料等算定基準の算定率、建築費指数表の適用を適正に行わなかったことにより生じた行政財産目的外使用料の算定誤りです。</p> <p>今回ご指摘のありました過大徴収額1,183円につきましては、11月15日に使用者へ返還済みです。</p> <p>また、平成25年4月1日付け教育委員会(石にサ)指令第2号については、公有財産貸付料等算定基準の算定率の適用を適正に行わなかったことにより生</p>

<p>(2) 石巻市教育委員会（石にサ）指令第2号</p> <p>誤徴収額 10,559円</p> <p>正徴収額 11,070円</p> <p>過少徴収額 511円</p>	<p>じた行政財産目的外使用料の算定誤りです。</p> <p>今回ご指摘のありました過少徴収額511円につきましては、現在、納入者に対し過少分の納入手続きを行っております。</p> <p>なお、今後は、再発防止に向けて貸付算定基準等の関係法令の確認を徹底し、複数の職員による確認を行うなど、事務処理のチェック機能が適正に働くよう体制の確保を図ってまいります。</p>
<p>3 負担金の不適正な支出について （河北公民館）</p> <p>平成24年度において、河北地区健康まつり実行委員会に対する負担金148,000円を支出していたが、同実行委員会では、天候により予定していた事業内容を縮小して実施した。そのため、事業費も当初の予定より縮小となり、120,106円の繰越金が出ていたところであるが、このような状況を考慮することなく、今年度の事業費として見積もった負担金132,000円の全額が支出されていた。</p> <p>河北地区健康まつり実行委員会の事務は、河北公民館の職員が行っており、前年度繰越金の存在と今年度予定した事業の内容について、事前に把握することは十分可能であったと思われるが、このような支出を行うことは、安易な予算執行であり、極めて遺憾であると言わざるを得ない。</p>	<p>3 負担金の不適正な支出について （河北公民館）</p> <p>河北地区健康まつり実行委員会に対する負担金の支出について、繰越金があったにもかかわらず安易な予算執行を行ったことについては、十分に反省が必要であり、今後は、このようなことがないよう事前に事業内容を精査検討の上、予算を見積もり、全体事業を十分把握した中で予算執行を行ってまいります。</p> <p>また、繰越金の処理については、残金を市に戻入するのか、あるいは繰越金として来年度以降の事業費に活用するのかについて、関係課と協議の上、手続きを進めてまいります。</p>

<p>4 納入通知書の送付遅延について (河北総合センター及び追波川河川運動公園管理事務所)</p> <p>前年度からの継続貸付等に係る普通財産貸付料、行政財産目的外使用料及び公園使用料に係る収入事務において、平成25年4月1日付けで調定を行ったものの、納入通知書の送付を失念したため、9月下旬以降になって、収入されているものが見受けられた。</p> <p>継続貸付等に係る収入については、通常、5月末にまでに納入されるように事務処理を行うものであるが、半年近くもの間、収入未済となった状況が放置され、担当者以外の者や管理者もそれに気づかずにいたことは、収入事務として不適正であるばかりか、財産管理も怠っているものと言わざるを得ない。</p> <p>今後は、貸付や使用許可している財産の一覧を作成し、また、収入状況を随時確認するなど、確実な管理を行われたい。</p>	<p>4 納入通知書の送付遅延について (河北総合センター及び追波川河川運動公園管理事務所)</p> <p>今回ご指摘のありました継続貸付等に係る普通財産貸付料等の収入事務の取扱いにつきましては、通常5月末までに納入されるよう事務処理を行うべきものでありましたが、歳入調定書の起票と連動した納入通知書の送付を失念し、収納が遅延したものであります。</p> <p>今後の事務取扱につきましては、公共物等の貸付事務の適正化を常に意識し、調定から収納までを連続した事務として捉えるとともに、収入状況につきましても財務会計システム等により随時確認し、確実な管理を行ってまいります。</p>
---	--

2 監査結果報告に添える意見

意見の内容	措置（改善・検討）状況
<p>1 地区施設管理者が処理する文書の取扱いについて（教育委員会教育総務課）</p> <p>石巻市教育委員会では、生涯学習課及び体育振興課において地区施設管理者を配置し、河南地区、桃生地区及び牡鹿地区に設置されているスポーツ施設や社会教育施設などの管理を行っている。地区施設管理者には、それぞれの地区の公民館長が兼務により任命されており、その意図するところは、施設管理上の便宜的な配慮によるものと思われる。</p> <p>しかし、地区施設管理者が行う事務については、各施設の所属先となる生涯学習課又は体育振興課の所管の事務となるため、関係文書を収発する場合は、生涯学習課及び体育振興課に備えてある文書収発簿で整理を行うこととなり、施設管理上の配慮にもかかわらず、各施設で事務が完結できず、非効率な事務処理体制となっている。</p> <p>ついては、効率的かつ円滑に事務処理が行われるよう、地区施設管理者が使用できる文書記号を新たに制定するなど、各施設に文書収発簿を備えられるよう事務処理体制を見直しされたい。</p>	<p>1 地区施設管理者が処理する文書の取扱いについて（教育委員会教育総務課）</p> <p>地区施設管理者が行う事務については、各施設の所属先となる生涯学習課又は体育振興課の所管事務となり、関係文書の収発も生涯学習課及び体育振興課の文書収発簿に記載し整理することとなっております。</p> <p>この取扱いは、平成22年8月1日の教育事務所廃止時に取扱いを協議し、定めたものでありますが、事務所廃止以降、震災の影響等もあり、地区施設管理に携わる公民館職員も削減されている現状や今回いただきました意見なども踏まえ、生涯学習課、体育振興課及び各地区施設管理者との文書事務の取扱いの状況を再度確認の上、事務処理の適正化を確保した中で、文書記号の運用の改善など、より効率化が図られる文書の取扱いを検討し実施してまいります。</p>
<p>2 行政財産目的外使用許可書における不服申立て及び取消訴訟に関する教示について（教育委員会教育総務課）</p> <p>行政財産目的外使用許可は、行政処分として行われるため、行政不服審査法（昭和37年法律第106号）第57条第1項及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定により、不服申立て及び取消訴訟に関する教示をしなければ</p>	<p>2 行政財産目的外使用許可書における不服申立て及び取消訴訟に関する教示について（教育委員会教育総務課）</p> <p>行政財産目的外使用許可に係る行政処分に対する不服申立て及び取消訴訟等に関する教示につきましては、地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、行政事件訴訟法等に基づき、適切に教示することは勿論のこと、その教示内容に</p>

ればならないことになっているが、石巻市教育委員会が行う行政財産目的外使用に係る許可書を見ると、次のとおり各教育機関によって、次のとおり教示内容が統一されていない状況であった。（※教示内容の実例を一覧にした表については、省略。）

については、次のとおり関係法令に基づき、教示内容の統一化を図るよう周知徹底されたい。

(1) 異議申立て又は審査請求について

教育委員会が行う行政財産を使用する権利に関する処分についての不服申立てについては、地方自治法第 238 条の 7 第 2 項の規定において、『第 238 条の 4 の規定により普通地方公共団体の委員会がした行政財産を使用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。』となっていることから、『石巻市長へ審査請求をすることができる』旨の教示とされたい。

(2) 訴訟の被告について

訴訟の被告については、行政事件訴訟法第 11 条の規定において、『処分又は裁決をした行政庁が国又は公共団体に所属する場合には、取消訴訟は、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者を被告として提起しなければならない。

1. 処分の取消しの訴え

当該処分をした行政庁の所属する
国又は公共団体

2. 裁決の取消しの訴え

当該裁決をした行政庁の所属する
国又は公共団体 』

となっていることから、『石巻市を被告とする』旨の教示とされたい。

つきましても統一的に記載する必要がありますことから、今回の意見を踏まえ、すべての教育機関の教示内容を調査し状況を把握、確認するとともに教示の統一化と適正化を周知、徹底してまいります。

(3) 訴訟における石巻市を代表する者について

教育委員会における訴訟等の取扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 56 条の規定において、『教育委員会は、教育委員会若しくはその権限に属する事務の委任を受けた行政庁の処分（行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。）若しくは裁決（同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下この条において同じ。）又は教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の処分若しくは裁決に係る同法第 11 条第 1 項（同法第 38 条第 1 項（同法第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第 43 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体を被告とする訴訟について、当該地方公共団体を代表する。』となっていることから、『石巻市を代表する者は石巻市教育委員会とする』旨の教示とされたい。

石巻市監査委員 殿

石巻市長 亀 山 紘

監査結果の報告に添える意見に係る措置について（通知）

平成 2 5 年 1 0 月 2 2 日付け石監第 1 2 号監査の結果に関する意見を参考として、次のとおり検討いたしましたので通知します。

監査結果報告に添える意見

意見の内容	改善・検討 状況
<p>3 自家用電気工作物保安管理業務委託契約に係る見積合わせについて (総務部管財課)</p> <p>教育委員会（総合支所管内）の定期監査を実施したところ、自家用電気工作物保安管理業務委託契約において、見積書提出依頼書又は仕様書では、委託料の支払時期について、特に条件を示していないにもかかわらず、前金払による契約を締結していたため、次のとおり、業者間に不公平が生じ、または不経済な契約となる恐れがある不適正な事務処理が見受けられた。</p> <p>このような不適正な事務処理は、本年度において実施した他の部局においても見られたところであり、全庁的な問題であることが危惧されるので、見積依頼時に示す条件について精査し、公平かつ適正な見積合わせを行うことについて、貴職から各課等に対する適切な指導を行われない。</p> <p>(1) 前金払を前提とした見積者が最低価格者となり、同者と前金払を条件に契約した事例</p> <p>この場合は、見積依頼時に示していな</p>	<p>今回の事務処理の要因としては、これまで 1 者随意契約であった契約方法について、2 者以上の見積合わせによる随意契約の方法へと変更したものの、その内容について深く検討することなく、事務処理を行った結果、全く不公正なものとなったものと推察されます。</p> <p>今後は、毎年度末に行っております「各種契約に関する事務について（管財課長通知）」において、今回の件について明記し、公平、公正な競争による見積合わせを行うよう、契約事務担当者に周知を図ります。</p> <p>また、自家用電気工作物保安管理業務委託については、全額一括前金払とする具体的な理由や法的根拠が不明確なことから、今後は支払方法を、全額一括前金払ではなく、業務実施後及び全業務の履行確認後の支払とし、月払か年払かについては原課の判断とするが、その旨を見積徴収時に必ず仕様書に明記するよう、これも「管財課長通知」により周知を図ります。</p>

い条件を考慮し、最低価格者を決定したことになり、見積合わせに参加した業者間で不公平が生じ、不適切な事務処理であった。

(2) 条件を付していない見積者が最低価格者となり、同者と前金払を条件に契約した事例

この場合は、結果としては、業者間の不公平は生じていない状況ではあるが、前金払を条件とした契約を締結しており、前金払が前提であれば、同者の見積額がもっと安価になった可能性も否定できず、不適切な事務処理であった。

また、自家用電気工作物保安管理業務委託契約については、従来から前金払により支払されることが多かったところであるが、前金払による支払は、例外的支払方法であるので、前金払が必要となる理由や根拠法令について、見積徴収同等に明記することについても併せて指導されたい。

さらに、一者を選定した見積合わせから競争性を導入した契約方法に変更されたことに伴い、必ずしも契約金額の全額を一括して前金払により支払わなければならない積極的な理由がないことから、前金払の廃止についても検討されたい。

意見の内容	改善・検討 状況														
<p>4 行政財産目的外使用料の算定方法について (総務部管財課)</p> <p>行政財産である土地を目的外使用させる場合、使用料の算出については、石巻市行政財産の用途又は目的外使用料に関する条例第2条第1項第1号の規定に基づき定めている公有財産貸付料等算定基準(以下、「算定基準」という。)により算定している。</p> <table border="1" data-bbox="284 698 782 1263"> <tr> <td colspan="2">第1 貸付料等</td> </tr> <tr> <td>1 土地</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">貸付けする年度の当該市有地の仮固定資産評価額(当該年度分の仮固定資産評価額が決定されていない場合は、前年度の仮固定資産評価額)に次の算定率を乗じて得た額を貸付料年額とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">利用目的による算定率</td> </tr> <tr> <td>ア 住宅用又は非営利用</td> <td>5.5/100</td> </tr> <tr> <td>イ 営利用</td> <td>6.5/100</td> </tr> <tr> <td>ウ 一時貸付</td> <td>6.5/100</td> </tr> </table> <p>今回、にっこりサンパークの土地を目的外使用させている事例があったが、申請者は建設業者であり、使用目的は国や地方公共団体の発注による工事用盛土土砂搬出用運搬路の設置であった。</p> <p>このケースで、目的外使用料を算定する場合、算定基準の第1-1-イ営利用として6.5/100を適用することになるが、同じ営利を目的とした使用でも、例えば飲料水の自動販売機の設置など施設利用者にとって都合が良いものとは性格が大きく異なり、営利目的というだけの理由で、同じ算定率によって使用量が算出されることに疑義が生じたところである。</p>	第1 貸付料等		1 土地		貸付けする年度の当該市有地の仮固定資産評価額(当該年度分の仮固定資産評価額が決定されていない場合は、前年度の仮固定資産評価額)に次の算定率を乗じて得た額を貸付料年額とする。		利用目的による算定率		ア 住宅用又は非営利用	5.5/100	イ 営利用	6.5/100	ウ 一時貸付	6.5/100	<p>現在の「公有財産貸付料等算定基準」は、その行政財産本来の目的ではない使用に対する許可を与える場合に、その受益者負担分としての使用料を徴収する際の算定基準を定めているものですが、その使用を許可された者の使用目的が、その者にとっての営利を目的としたものか、否かによって算定率に差をつけているものです。</p> <p>しかし、それはあくまでも目的外使用許可であることから、その使用を許可された者にとっての営利か非営利かのみを基準としているものであり、当該行政財産の利便性の向上等の考え方が想定されたものとはなっておりません。</p> <p>今後につきましては、現在行っている市有財産の精緻化作業を進め、市有財産の現状把握を行うと共に、市有財産の利活用について新たな視点で幅広く検討し、有効活用を図ってまいりたいと思います。</p>
第1 貸付料等															
1 土地															
貸付けする年度の当該市有地の仮固定資産評価額(当該年度分の仮固定資産評価額が決定されていない場合は、前年度の仮固定資産評価額)に次の算定率を乗じて得た額を貸付料年額とする。															
利用目的による算定率															
ア 住宅用又は非営利用	5.5/100														
イ 営利用	6.5/100														
ウ 一時貸付	6.5/100														

今回のケースは、行政財産の本来の用途又は目的に支障がなく、使用許可自体には問題がないものであるが、行政財産の利便性が向上するなどの効用もなく、行政財産の用途又は目的とは全く無関係であることを考えると、施設の利便性を高めるような使用許可とは区別した対応をする必要があるのではないかと思われる。

については、今回のケースを踏まえ、施設利用者の利便性にプラスになるものとならないものとははっきり区分し、算定基準の見直しを行うよう望むものである。